

石狩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正について

1. 改正趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービスの単価は、国が定める額を勘案して市町村が定めることとなっている。

令和6年度介護報酬改定に伴い、厚生労働省告示において、第一号事業の「国が定める額」等について示されたため、石狩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱で定めるサービス単価の改正及び廃止・新設を行う。

2. 改正内容①（案：変更のみ記載）

以下のとおりとし、令和6年4月1日から適用する。

(1) 石狩市訪問介護相当サービス費

従前相当（介護予防訪問介護）のサービスであり、国が定める額と同額に改正する。

新設

- ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 -1/100
- ・ 業務継続計画未実施減算 -1/100（令和7年3月31日まで適用を猶予する。）
- ・ 口腔連携強化加算 50単位

変更

- ・ 同一建物減算 90/100 → 90・88・85/100

(2) 石狩市通所介護相当サービス費

従前相当（介護予防通所介護）のサービスであり、国が定める額と同額に改正する。

新設

- ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 -1/100
- ・ 業務継続計画未実施減算 -1/100（令和7年3月31日まで適用を猶予する。ただし、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。）
- ・ 事業所が送迎を行わない場合 -47単位（片道につき）

変更

- ・ 通所型サービス費（1・2）（週1回程度） 1,672単位 → 1,798単位
- ・ 〃（3）（週2回程度） 3,428単位 → 3,621単位
- ・ 選択的サービス複数実施加算 480・700単位

→ 一体的サービス提供加算 480単位

- 廃止 ・ 運動器機能向上加算
 ・ 事業所評価加算

(3) 石狩市通所型サービス費 A

基準を緩和したサービスであり、積算根拠を(2)の基本報酬額の80%としているため、改正する(石狩市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱制定時の積算根拠を継続)。

- 変更 ・ 通所型サービス費(週1回程度) 1,338単位 → **1,438単位**
 ・ 〃(週2回程度) 2,742単位 → **2,897単位**

(4) 介護予防ケアマネジメント費

- ・ ケアマネジメント費A

従前相当(介護予防支援)のサービスであり、国が定める額と同額に改正する。

- 新設 ・ 高齢者虐待防止措置未実施減算 -1/100
 ・ 業務継続計画未実施減算 -1/100 (令和7年3月31日まで適用を猶予する。)

- 変更 ・ ケアマネジメント費A 438単位 → **442単位**

- ・ ケアマネジメント費B1

基準を緩和したケアマネジメントであるが、開始月については上記と同額設定のため改正する。

- 変更 ・ ケアマネジメント費B1 438単位 → **442単位**

- ・ ケアマネジメント費B2

基準を緩和したケアマネジメントであり、開始月の翌月以降については現状の単価にケアマネジメント費Aの増加率を乗じた額に改正する。

- 変更 ・ ケアマネジメント費B2 330単位 → **333単位**

3. 改正内容②（案：変更のみ記載）

以下のとおりとし、令和6年6月1日から適用する。

(1) 石狩市訪問介護相当サービス費

従前相当（介護予防訪問介護）のサービスであり、国が定める額と同額に改正する。

変更	・介護職員処遇改善加算（Ⅰ～Ⅲ）	137・100・55/1000
	・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ・Ⅱ）	63・42/1000
	・介護職員等ベースアップ等支援加算	24/1000



・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ～Ⅳ）	245・224・182・145/1000
・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(14) ※	221～76/1000

※令和6年度中の経過措置（激変緩和措置）

(2) 石狩市通所介護相当サービス費

従前相当（介護予防通所介護）のサービスであり、国が定める額と同額に改正する。

変更	・介護職員処遇改善加算（Ⅰ～Ⅲ）	59・43・23/1000
	・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ・Ⅱ）	12・10/1000
	・介護職員等ベースアップ等支援加算	11/1000



・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ～Ⅳ）	92・90・80・64/1000
・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(14) ※	81～33/1000

※令和6年度中の経過措置（激変緩和措置）

「処遇改善加算」の制度が一本化（介護職員等処遇改善加算） され、加算率が引き上がります

介護職員の人材確保を更に推し進め、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引上げを行います。

新加算の算定要件は、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件、の3つです。令和7年度以降の新加算の完全施行までに、令和6年度のスケジュールを踏まえ、計画的な準備をお願いします。（6年度末まで経過措置期間）

令和6年5月まで

処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ加算	合計の加算率
I	I	有	22.4%
		なし	20.0%
	II	有	20.3%
		なし	17.9%
	なし	有	16.1%
	なし	13.7%	
II	I	有	18.7%
		なし	16.3%
	II	有	16.6%
		なし	14.2%
	なし	有	12.4%
なし		10.0%	
III	I	有	14.2%
		なし	11.8%
	II	有	12.1%
		なし	9.7%
	なし	有	7.9%
なし		5.5%	

一本化

要件を再編・統合
&
加算率引上げ

令和6年6月から

介護職員等処遇改善加算（新加算）	加算率
I	24.5%
II	22.4%
III	18.2%
IV	14.5%

+ 新加算V

※加算率は全て訪問介護の例

令和6年度中は必ず加算率が上がる仕組み



令和6年度中の経過措置（激変緩和措置）として、新加算V(1)～V(14)を設けます。

令和6年6月から令和6年度末までの経過措置区分として、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるよう、新加算V(1)～V(14)を設けます。

(加算率22.1%～7.6%)